

至誠館大学教職員能力開発（FD・SD）委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学教職員能力開発（FD・SD）委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) FD 至誠館大学（以下「本学」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手及びこれに準ずる職員の授業内容及び教育方法等の改善及び向上をはかるための組織的な取組をいう。
- (2) SD 本学に勤務する教育職員、事務職員及びこれに準ずる職員の資質向上を図るための組織的な取組をいう。

（審議事項）

第3条 委員会は、教職員の能力開発にかかる次の事項の実施について審議する。

- (1) FD 活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (2) SD 活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、FD及びSDに関し必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 教務部長
- (4) 学部長が指名する者

（任期）

第5条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長をもって充てる。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（議事）

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定 平成20年 6月25日 (制定)

この規程施行後最初に指名される第4条第4号の委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)

令和 6年 4月 1日 (第3回改正)